

神奈川県監査委員公表第4号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年2月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 高岡香
 同 太田眞晴
 同 森正明
 同 大村博信

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年5月16日（神奈川県公報号外第28号）神奈川県監査委員公表第5号で公表した不適切事項が認められた1箇所に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<保健福祉局>

本庁機関で認められた要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------------|----------------------------|---|--|
| 保健医療部 県立病院課 | 平成29年3月15日（平成29年1月16日職員調査） | （不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理に関する基本協定（協定期間 平成28年3月24日から平成38年3月31日まで）の締結に当たり、前協定期間において管理物品として指定管理者に無償で貸し付けていた磁気共鳴断層撮影装置1点（取得価格249,900,000円）及びMRI室用パルスオキシメータ1点（取得価格1,596,000円）について、新たな協定の締結前に指定管理者から返納を受けていたにもかかわらず、引き続き、協定に基づく管理物品として | 不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。 1 協定締結に先立つ管理物品一覧の確認過程において、物品数が極めて多種、多数に渡ることから、県及び指定管理者の両者で誤認が発生した。 今後は、このようなことがないように、平成29年度における神奈川県総合リハビリテーションの管理に関する年度協定書において、管理物品一覧から当該物品を外すとともに、管理物品一覧表に記載された物品について、実態と齟齬が発生しないように物品の返納等の異動が発生した場合には、その都度、本県側及び指定管理者側の両者において確認する体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 当該使用貸借契約の締結に当た |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>位置付けていた。</p> <p>2 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団が運営する厚木看護専門学校において同事業団が使用する物品の使用貸借契約の締結に当たり、取得価格5万円未満の物品（290点、取得価格総額8,754,067円）について、現に貸し付けているにもかかわらず同契約で定める目的物件に含めていなかった。</p> | <p>り、平成23年4月1日施行の神奈川県財務規則改正により、備品取扱基準額が2万円から5万円に引き上げられたことから、取得価格5万円未満の物品は貸付物品に当たらないとの誤認に基づき、当該目的物件を使用貸借契約の対象としていなかった。</p> <p>今後は、このようなことがないように、平成29年3月10日付けで社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団と使用貸借契約の一部を変更する契約を締結し、目的物件に含めるとともに、使用貸借契約で定める目的物件について、実態と齟齬が発生しないよう、毎年度、貸付物品の現物照合を行い、貸付物品の異動について本県側及び指定管理者側の両者において確認する体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> |
|--|--|---|--|